

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条
例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の
一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和5年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

葉山町個人情報保護審査会の設置目的の改正を行うとともに、学校施設
のあり方について審議する学校施設あり方検討委員会を、地方自治法
第138条の4第3項の附属機関として新たに設置し、委員の報酬の額を
定める必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

葉山町個人情報保護審査会	<u>葉山町個人情報保護条例（平成11年葉山町条例第16号）の規定による決定に対する審査請求及び個人情報保護制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</u>	5人以内
--------------	--	------

を

に、

葉山町個人情報保護審査会	<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び葉山町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年葉山町条例第 号）の規定による決定に対する審査請求並びに葉山町個人情報保護法施行条例（令和5年葉山町条例第 号）及び葉山町議会の個人情報の保護に関する条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</u>	5人以内
--------------	--	------

「

葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	20人以内
------------------	--	-------

を

」

「

葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	20人以内
学校施設あり方検討委員会	学校施設のあり方につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	10人以内

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年葉山町条例第201号)の一部を次のように改正する。

「

別表第1中

教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円
-----------------	-----------

を

」

「

教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円
学校施設あり方検討委員会委員	日額 9,000円

に改める。

」

条例の概要

題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

葉山町個人情報保護審査会の設置目的の改正を行うとともに、学校施設のあり方について審議する学校施設あり方検討委員会を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として新たに設置し、委員の報酬の額を定めることとした。

2 内 容

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、葉山町個人情報保護審査会の設置目的の改正を行うこととした。
- (2) 教育委員会の附属機関として学校施設あり方検討委員会を置き、委員の報酬を月額 9,000 円とした。

3 施行期日

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○葉山町附属機関の設置に関する条例 別表（第2条関係）				○葉山町附属機関の設置に関する条例 別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
	葉山町情報公開 審査会	葉山町情報公開条例（平成22年 葉山町条例第4号）の規定による 決定に対する審査請求及び情報 公開制度の改善その他の重要 事項につき実施機関の諮問に応 じて調査審議し、その結果を答 申し、又は意見を建議すること。	5人以内		葉山町情報公開 審査会	葉山町情報公開条例（平成22年 葉山町条例第4号）の規定による 決定に対する審査請求及び情報 公開制度の改善その他の重要 事項につき実施機関の諮問に応 じて調査審議し、その結果を答 申し、又は意見を建議すること。	5人以内
	葉山町個人情報 保護審査会	個人情報の保護に関する法律 （平成15年法律第57号）及び葉 山町議会の個人情報の保護に関 する条例（令和5年葉山町条例 第 号）の規定による決定に対 する審査請求並びに葉山町個人 情報保護法施行条例（令和5年 葉山町条例第 号）及び葉山町 議会の個人情報の保護に関する 条例の規定に基づく諮問に応じ て調査審議し、その結果を答申 し、又は意見を建議すること。	5人以内		葉山町個人情報 保護審査会	葉山町個人情報保護条例（平成 11年葉山町条例第16号）の規 定による決定に対する審査請求 及び個人情報保護制度の改善そ 他の重要事項につき実施機関の 諮問に応じて調査審議し、その 結果を答申し、又は意見を建議 すること。	5人以内

改正後				改正前			
教育委員会	葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	20人以内	教育委員会	葉山町教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定及び改定に関することにつき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	20人以内
	学校施設あり方検討委員会	学校施設のあり方につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	10人以内		(新規)		

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表【附則】

改正後		改正前	
○葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号		○葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
教育委員会委員	月額 76,000円	教育委員会委員	月額 76,000円
(略)		(略)	
教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円	教育振興基本計画策定委員会委員	日額 9,000円
<u>学校施設あり方検討委員会委員</u>	<u>日額 9,000円</u>		
学校給食運営会議委員	日額 2,000円	学校給食運営会議委員	日額 2,000円
いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 9,000円	いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 9,000円
いじめ問題調査会委員	日額 15,000円	いじめ問題調査会委員	日額 15,000円
学校運営協議会委員	日額 2,000円	学校運営協議会委員	日額 2,000円
文化財保護委員会委員	日額 9,000円	文化財保護委員会委員	日額 9,000円
スポーツ推進審議会委員	日額 9,000円	スポーツ推進審議会委員	日額 9,000円
葉山町立図書館あり方検討委員会委員	日額 9,000円	葉山町立図書館あり方検討委員会委員	日額 9,000円
公民館運営審議会委員	日額 9,000円	公民館運営審議会委員	日額 9,000円
備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。		備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。	